人権方針

1. 基本的な考え方

サイデン化学株式会社（以下「当社」）は、国際的に認められている「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の、人権に関する国際規範を支持・尊重します。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、当社のすべての役員および従業員（嘱託、パート従業員、業務委託者を含む）とします。また、当社のお取引先およびその他の関係者に対しても働きかけていきます。

3. 人権尊重の責任

当社は、あらゆる差別、強制労働、児童労働、非人道的な扱い等を禁止し、結社の自由や賃金、労働時間、安全管理等も含めた適切な労働条件、労働環境を守り、事業活動に関わるすべてのライツホルダーの人権を尊重します。

4. 人権尊重の取り組みの実践

当社は、人権を尊重する責任を果たすため人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、その仕組を通じて人権への負の影響を特定し、その防止・軽減、取り組みの実効性評価、説明責任の履行に取り組みます。

5. 教育・研修

当社は、本方針が事業活動のなかで効果的に実行されるよう、すべての役員および従業員に対して適切な教育と研修を実施するとともに、取引先への理解浸透に努めます。

6. 対話・協議

当社は、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話・協議を、誠実に行います。

7. 是正・救済

当社の事業活動において、人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処します。また、お取引先において負の影響が引き起こされ、自社の事業等が人権の負の影響に関連している場合、当社は当該関係者に対し、人権を侵害しないよう働きかけます。

8. 責任者

当社は本方針実施の責任者として代表取締役を置き、当該責任者は本方針が遵守されているか監督する責任を負います。

制定日：2026 年 4 月 1 日
サイデン化学株式会社
代表取締役社長　籠島 嘉隆